

【 特別支援教育に関する国の動向 】

平成 19 年(2007) 学校教育法 一部改正

「特殊教育(心身障害教育)」から「特別支援教育」への転換が図られた。

特別支援教育は、発達障害を含め、特別支援を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることになった。

平成 23 年(2011) 障害者基本法 一部改正

国・及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力及び特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう施策を講じることとされた。

平成 24 年(2012) 中央教育審議会初等中等教育分科会

「インクルーシブ教育システム」の理念が示された。この理念の構築のために、特別支援教育を着実に進めていく必要があることが示された。

平成 26 年(2014) 障害者の権利に関する条約 批准

教育についての障害者の権利を認めることを定め、精神的・身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的とし、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされている。

平成 28 年(2016) 障害者差別解消法 施行・発達障害者支援法 改正

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。障害のある人に切れ目ない支援を行うことの重要性を示す。

また、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等を新たに規定した。

令和 3 年(2021) 学校教育法施行規則の一部改正

医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等について、名称及び職務内容を規定した。

令和5年(2023) 第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)

義務教育の児童・生徒数が減少する中で、特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にある。(2013 年→2021 年で 1.9 倍、全児童生徒数 3.7%)

第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)における5つの基本方針の2には、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」と示されている。障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供とない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の一層の推進が求められている。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習についても一層の推進が必要とされている。

特別支援教育に関する国・都の動向

【 特別支援教育に関する東京都の動向 】

平成 16 年(2004) 東京都特別支援教育推進計画

第一次実施計画(平成 16 年度～平成 19 年度)、第二次実施計画(平成 20 年度～平成 22 年度)、三次実施計画(平成 23 年度～平成 28 年度)

個に応じた指導・支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程並びに都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んだ。

平成 28 年2月(2016) 東京都発達障害教育推進計画

通常の学級において発達障害を含めた障害があると考えられる児童・生徒が一定割合在籍すると考えられることなどから、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくため、平成 28 年度から令和2年度までの5年間の計画を策定。

小・中学校全校に特別支援教室を設置することとし、それまで通級指導学級で行ってきた特別な指導について、対象の児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立学校等においても、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施するなどの取組を進めてきた。

平成 29 年(2017) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画

東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後における都の方向性を示すため、平成 29 年度から令和8年度までの 10 年間の東京都特別支援教育推進計画(第二期)を策定。
第一次実施計画(平成 29 年度～令和2年度)、新型コロナウイルス感染症への対応により計画期間を1年延長し、第二期推進計画の計画期間が令和9年度まで、第一次実施計画の計画期間が令和3年度までとなった。

<主な取組>

- ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、区市町村教育委員会との連携により特別支援学級への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業の実施
- ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の活用方法についての周知
- ・小・中学校へ特別支援教室の導入を進め、小学校は平成 30 年度に、中学校は令和3年度に全校設置完了
- ・特別支援教室の円滑な運営のために、全校に特別支援教室専門員を配置
- ・特別支援教室の円滑な運営のために、専門性のある巡回相談心理士を配置

令和3年3月(2021) 特別支援教室の運営ガイドライン

特別支援教室における入退室の流れ、原則の指導期間、指導目標や指導内容の設定の考え方などが示された。

特別支援教育に関する国・都の動向

令和4年(2022) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第二次実施計画

計画期間: 令和4年度～令和6年度

<主な取組>

- ・就学前機関との連携や保護者への適切な情報提供のため、就学相談ガイドブックを作成。
- ・特別支援教室の入室に当たっての発達検査の実施状況が区市町村によって異なることから、優良な取組事例について区市町村教育委員会と情報共有。
- ・特別支援教室における指導事例に関する情報を掲載しているウェブサイトにおいて、新たに特別支援学級や都立特別支援学校の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の指導事例に関する情報についても共有する取組を開始。
- ・特別支援教室に入室している児童・生徒が、安心して在籍学級で過ごすことができるよう区市町村が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、本事業の事務処理を担当する支援員の配置に係る費用の補助事業を開始。

令和6年3月(2024) 東京都教育ビジョン(第5次)(令和6年度～令和10年度)

東京都における教育振興基本計画。都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」として、今後、目指すべき方向性を共有する。

基本的な方針②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進が位置づけられている。

「柱2 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「基本的な方針7 教育のインクルージョンの推進」において、特別支援教育推進計画に基づく教育環境の整備やインクルーシブな教育の推進が掲げられている。

<主な取組>

- ・本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先の決定の促進
- ・デジタルを活用した特別支援教育の推進、交流及び共同学習の実施
- ・副籍制度による交流活動の推進、特別支援教室における指導の充実

指標として、学校生活支援シート及び個別指導計画が作成されている児童・生徒の割合の増加が掲げられている。

令和7年3月(2025) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第三次実施計画

推進計画(第二期)では、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定されたが、第三次実施計画においては、東京都教育ビジョン(第5次)や東京都教育施策大綱等も踏まえつつ、長期計画である推進計画(第二期)の理念を基礎とし、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていくとしている。

具体的には、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会对日審査における総括所見等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能か限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の更なる充実が求められている。